

利息分割受取型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 利息分割受取型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間のこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）を基準に計算し、次のとおり支払います。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日から満期日の1か月前の応当日までの間に到来する預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$1 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 1/12$$

② 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日から満期日の2か月前の応当日までの間に到来する預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$2 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 2/12$$

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日から満期日の3か月前の応当日までの間に到来する預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座

へ入金します。

$$3 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 3/12$$

④ 利息の支払いが4か月ごとの場合

預入日から満期日の4か月前の応当日までの間に到来する預入日の4か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$4 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 4/12$$

⑤ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日から満期日の6か月前の応当日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$6 \text{ か月ごとの利息の支払額} = \text{預入金額} \times \text{約定利率} \times 6/12$$

ただし、前記①～⑤による利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(前記2.(1)で支払われた利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(スーパー定期は小数点第3位以下、大口定期預金は小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、前記2.(1)の利息が支払われている場合には、その支払額(前記2.(1)による利息の支払日が複数ある場合はその合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① スーパー定期の場合

- A. 預入日の1年後および2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - c. 1年以上2年未満……………約定利率×70%
- B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
- C. 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
 - g. 3年以上4年未満……………約定利率×90%
- D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - b. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
 - c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
 - d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
 - e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
 - f. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
 - g. 3年以上4年未満……………約定利率×80%
 - h. 4年以上5年未満……………約定利率×90%
- ② 大口定期預金の場合
- A. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa、bおよびc（bおよびcの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち最も低い利率。
- a. 特約日における普通預金の利率
 - b. 約定利率－約定利率×30%

$$c. \text{ 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

B. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

$$a. \text{ 約定利率} - \text{約定利率} \times 30\%$$

$$b. \text{ 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (その他)

その他事項につきましては、「定期預金共通規定」をご参照ください。

4. (規定の改定)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和元年12月2日現在)